

2025(令和 7)年度 事業計画

《さくら千手園》

本施設は6月で満38年を迎えます。この間、ノーマライゼーションの理念に基づき人間としての尊厳や人権を守るとともに、個々の意思決定を支えていくことに重点をおきながら、日々の暮らしやライフステージを大切にしながら支援活動続け、生きがいを実感できる環境づくりに努めてまいりました。また、在宅障害児・者の支援活動としての各種事業も継続して展開しています。これからも地域の障害児・者の方々がより一層利用しやすい障害福祉サービスづくりに努めていくと共に、地域生活支援拠点事業所として更なる地域貢献のあり方について検討してまいります。

本年度は、以下の課題解決に向け事業を推進してまいります。

＊第一の課題は、地域密着型特別養護老人ホーム「さくら福寿苑」の廃止に伴う日中支援型グループホームへの転用及び本施設の定員削減に向けた検討です。

地域密着型小規模特別養護老人ホーム「さくら福寿苑」に関して、令和8年3月31日を以て、事業を廃止する方向で昨年度末から行政機関等との協議を開始いたしました。事業廃止後の令和8年4月1日からは日中支援型グループホームに転用し、主に障害のある高齢利用者や身体機能に低下が見られる方が生活しやすい事業所として新たにスタートできるよう検討してまいります。このことに伴い、本施設では全利用者を対象とした地域移行に対する希望確認を行い、地域移行を希望する方の中から、日中支援型グループホームへの移行確認を行う予定です。なお、本施設の利用者が日中支援型グループホームに移行した場合、定員に空きが出ることとなりますが、新たな利用者と施設利用の契約をせずに、定員を変更して（定員は40名とする予定）新たな形での事業展開を検討してまいります。

＊第二の課題は、人材の確保・定着・育成です。

支援員の職員配置を2：1が維持できるように努めます。そのためには、職員が働きやすい環境を構築し、人材の定着を図ることが必要です。昨年度から設置した「生産性向上委員会」を中心に、①生産性の向上に資する取組の促進を図ることや、②介護ロボットやICT等のテクノロジー導入の検討、③利用者の安全とサービスの質の確保、④職員の負担軽減・情報通信技術（ICT）の活用等について検討を進めてまいります。職員の育成については、OJT 担当職員を中心に内部・外部の研修や支援の実践を通じて計画的に育成し、個々のスキルアップとチーム内の連携強化に努めます。

＊第三の課題は、地域との連携です。

令和6年度の報酬改定により、本年度より地域連携推進会議を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務化されました。こうしたことから本施設においても本年度より地域連携推進会議を設置し、事業所と地域との連携による①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への本事業所や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護を目的とし、利用者、利用者の家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、市町村担当者等に参画していただく会議を開催するとともに事業所の見学等も行いながら地域との連携に努めてまいります。

＊第四の課題は、障害者虐待防止の推進および身体拘束等の適正化の推進です。

障害者虐待防止法および障害者差別解消法を遵守し、権利擁護意識の向上を図り、利用者への意思決定支援の更なる充実を図っていきます。

虐待防止マネージャーを中心に虐待防止や身体拘束等の適正化の更なる推進に努めます。虐待防止チェックリストや業務の振り返りチェックリストを実施し、自己の行動を振り返

ると共に、ストレスチェックにて心の健康状態も確認しながら全体として取り組むべき課題を精査し、利用者の方々が安心して生活できるよう努めます。

《木の宮学園》

平成4年に開設し、33年が経過した。その中で5年毎のスパンで計画を立て、具体的な目標を絞り込み事業展開を図っている。本年度は第7期5ヵ年計画の4年目として以下の具体的な課題に取り組んでいく。

- ①障害者虐待防止法並びに障害者差別解消法を遵守し、虐待を許さない権利擁護意識の向上及び利用者への意思決定支援の更なる充実を図っていく。具体的には障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援のガイドラインを参考にするとともに、千手会虐待防止マニュアル及び千手会虐待防止委員会要綱に基づき、法人の虐待防止委員会（身体拘束の適正化含む）並びに事業所に設置される事業所部会において、具体的な活動内容等の充実を図っていく。また、意思決定支援の定義・構成する要素・基本的原則等を理解し、意思決定支援の枠組みを構築するとともにサービス等利用計画及び個別支援計画の内容に意思決定支援を反映させていく取組みを継続していく。
- ②感染症・自然災害への対策については、法人 BCP（事業継続計画）を基幹計画とし、事業所の感染症・自然災害対策 BCP を実施計画として位置づけ、国や自治体からの通知等に従って的確な情報を集約し、引き続き対策の徹底を図り全職員へ周知や訓練を実施していく。また、現在の BCP を下に災害対策基本法による福祉避難所設置・運営マニュアルに従い、佐倉市との協定書及び事業所の災害時対応マニュアルを継続的に見直していく。また、水害等に備えた警戒避難体制の確保につき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に従い、現行の災害対策マニュアルの見直しを図っていく。新たな感染症や大規模な自然災害等においても、早期に事業が復旧できるよう情報を収集していく。
- ③法人内施設・事業所間並びに事業所組織のガバナンスを強化し、個人のスキルアップとチームでの支援力の向上を図るとともにライフステージに沿ったサービスの提供及び拡充を目指し、地域生活支援拠点事業等への貢献を意識していく。親なき後の支援体制について、行政や関係機関も含めた協議を継続していく。また、地域での有効的なサービス提供として地域生活支援拠点の登録への準備を進めていく。
- ④個人情報保護規程や特定個人情報取扱規程等を遵守し、継続して管理を徹底しながら、内部研修等を通じて、より一層利用者等の個人情報管理体制の強化を図っていく。
- ⑤労働安全衛生法における、入所施設で導入されたストレスチェックや産業医との面接等を参考にして、入所施設の衛生管理者と当事業所の衛生推進者の連携を強化していく。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を遵守しながら、働きやすい環境づくりを目指し、人材の定着につなげていく。なお、既に策定しているハラスメント防止対策の更なる充実や相談できる体制の強化等を図り、職員の衛生管理に努めていく。
- ⑥業務改善への取組みとして、現在の業務の見直しや ICT の活用により人材育成とチームケアの質の向上と情報共有の効率化を検討し、サービスの質の向上を図ると共に働きやすい職場環境の構築に継続して取り組んでいく。
- ⑦地域での包括的な支援体制を目指し、事業所としての地域貢献のあり方の検討・協議を継続すると共に地域の他法人運営グループホームとの連携を強化していく。

《山 桜》

本事業所は6月で満18年を迎えます。この間、障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、住まいの場として生きがいを実感できる環境づくりに努めてまいりました。共同生活における支援では、相談、入浴、食事、余暇など、日常生活上及び社会生活上の支援を実施するとともに、利用者の日中活動サービス事業所等との連絡調整を行いながら利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供してまいりました。これからも、地域の一員として事業運営の透明性を高め、支援の質の向上に努めてまいります。

本年度は、以下の課題解決に向け事業を推進してまいります。

- * 第一の課題は、地域密着型特別養護老人ホーム「さくら福寿苑」の廃止に伴う日中支援型グループホームへの転用及びさくら千手園の定員削減に関連した本事業所の運営形態の検討です。地域密着型小規模特別養護老人ホーム「さくら福寿苑」に関して、令和8年3月31日を以て、事業を廃止する方向です。事業廃止後の令和8年4月1日からは日中支援型グループホームへの転用が検討される中、本事業所での運営形態についても、見直しが必要となります。利用者及び家族の方々と話し合いながら検討を進めてまいります。
- * 第二の課題は、地域との連携です。令和6年度の報酬改定により、本年度より地域連携推進会議を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務化されました。こうしたことから本事業所においても本年度より地域連携推進会議を設置し、事業所と地域との連携による①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への本事業所や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護を目的とし、利用者、利用者の家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、市町村担当者等に参画していただく会議を開催するとともに事業所の見学等も行いながら地域との連携に努めてまいります。
- * 第三の課題は、感染症予防対策の推進です。新型コロナウイルスや季節性のインフルエンザに関しては、希望する利用者および職員に対して積極的なワクチン接種を行い、出来る限りの予防策を講じていきます。また、感染症対策マニュアル及び事業継続計画（感染症対策 BCP）に従い、感染症に対する意識の向上を図るための研修や訓練を実施します。あわせて、感染症が発生した場合に備え、備品等を整備し、利用者・職員の安全確保に努めていきます。
- * 第四の課題は、障害者虐待防止の推進および身体拘束等の適正化の推進です。障害者虐待防止法および障害者差別解消法を遵守し、権利擁護意識の向上を図り、利用者への意思決定支援の更なる充実を図っていきます。虐待防止マネージャーを中心に虐待防止や身体拘束等の適正化の更なる推進に努めます。
- * 第五の課題は、意思決定支援の推進および同性介助の徹底です。意思決定支援のガイドラインを理解し、意思決定支援の枠組みを構築するとともに個別支援計画の内容に意思決定支援を反映させていく取組みを実践していきます。排せつや入浴、衣類の着脱等、直接身体に触れる支援を行う際は、同性介助を徹底します。

《地域生活支援センターレインボー》

今年度も引き続き①「佐倉市障害者相談支援事業（基幹型）、②精神障害者相談支援事業、③佐倉市療育支援コーディネーター配置事業」の佐倉市委託3事業と④千葉県障害児等療育支援事業を展開していく他、⑤指定一般相談（地域移行・定着支援）、⑥指定特定相談、指定障害児相談支援（計画相談）⑦基幹相談支援センター事業所として運営していく。

- 佐倉市障害者相談支援事業は、基幹型委託相談事業所として地域の障害者等（知的、身体、難病、障害児・者等）の福祉に関する様々な課題について、当事者やその家族また介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。また地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市内の相談支援事業所の連携強化、社会資源の開発及び改善、障害者権利擁護等を推進していく。
- 佐倉市精神障害者相談支援事業は、地域の精神障害者等の福祉に関する諸課題に対し、当事者やその家族、介護を行う者、支援を行う関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。また地域において精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築、社会資源の開発及び改善、関係機関の連携強化等を推進していく。
- 佐倉市療育支援コーディネーター配置事業は、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育関連機関の連携を調整し、療育支援の推進していく。
- 千葉県障害児等療育支援事業は、外来・訪問・施設指導支援等を展開する他、佐倉市に不足している就学期における『療育支援』を充実するために言語聴覚士等の嘱託専門員を雇用して「ことばの教室」を開催していく。
- 佐倉市障害者総合支援協議会 療育支援・教育部会（特別支援教育連携協議会）の部会長として、市内関係各位等との連携を推進していくと共に佐倉市内の放課後等デイサービス事業所との機能強化等を図るための連絡協議会や医療的ケアを必要とする方々への支援を協議する場を設けていく。
- 佐倉市総合支援協議会 精神部会の部会長として市内精神障害者支援に関する地域のニーズの把握及び支援体制に関する整備についての方策を検討していく。
- 佐倉市より障害支援区分認定調査を受け、地域で安心した暮らしができるように一人一人にあったマネジメントに心がけ、必要に応じてサービス利用計画を作成する。
- 佐倉市総合支援協議会の療育支援・教育部会、啓発・権利擁護部会、精神部会の運営に関わり、官民共同による運営委員会を定期的に開催するとともに、関係機関との連携を深めるため、市内の関係機関の全体連絡会を年2回、開催していく。
- 佐倉市地域生活支援事業の集団型移動支援事業を展開し、登録していただいている利用者の社会参加型のイベントとして活用していく。
- 事業所内の業務改善のため、記録等の入力可能な通信機器の整備、クラウド型情報管理端末の導入、SNSによる利用者との連絡体制を検討していく。
- 「さくら福寿苑の廃止・転用」において法人利用者に対して施設移行が円滑に進むよう関係各位と連携体制づくりを進める。

《南部よもぎの園指定管理者社会福祉法人千手会》

指定管理者第4期目の4年目がスタートします。地域の障害を持つ方々のために、より一層努力し就労支援を行っていきます。

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、虐待防止や身体拘束等の適正化の推進、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、同性介助の徹底、職員の権利擁護の意識向上、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定支援の充実に努めます。また、第三者委員による苦情解決制度の充実を図ります。

感染症対策として、感染症の発生及び感染拡大防止のための業務継続計画を策定しており、感染症対策委員会を中心に活動をします。BCPも含めた研修や訓練を通して課題を整理しながら改善策を構築し、感染症発生時に業務が中断しないよう進めていきます。

防火・安全管理については、避難訓練や防災訓練の他に、大規模自然災害における業務継続計画を策定しており、BCPの研修や訓練等を実施し業務が中断しないよう進めていきます。また、当事業所内のみならず南部保健センター全体で考え、複合施設の長所・短所を理解しながら、地域の障害者にとって有事の際の助けとなるよう努めます。

現場職員の職場環境等の改善を推進するために生産性向上委員会を設置し、現場の課題を抽出（見える化）して分析し、課題を解決するための具体的な方法を検討します。特に、ムリ（設備や人材の心身への過度の負荷）、ムダ（省力化できる業務）、ムラ（人・仕事量の負荷のばらつき）が排除できるよう検討を行い、働きやすい職場環境に向けた改善活動に取り組みます。

佐倉市公共施設再配置方針の中間案において、譲渡や取り壊しを含めて検討との方針が示されました。今後は、短期長期計画提案委員会と連携を図りながら、事業が継続できるよう検討を進めていきます。

今年度も福祉的活動と就労支援の2つの柱で活動します。福祉的活動では音楽教室・スポーツ・折り紙教室の開催、障害者作品展への出品やフライングディスク大会等の外部のイベントにも参加します。利用者が仕事だけでは得られない喜びを見いだせるよう支援し、より充実を図っていきます。また、日帰り旅行や新年会等、外出する機会を設け、日々の仕事の活力とします。

就労支援としては外注作業を中心に実施していきます。利用者1人1人の作業がしやすくなるよう、利用者に合わせた作業提供や作業支援環境を整えていきます。また、利用者の工賃が向上できるよう受注内容の見直しや受注単価の交渉、企業の新規開拓等を引き続き行っています。手作り品の製作については、商品開発を行いながら利用者が製作しやすくなるよう実施します。

地域のイベント等の参加やボランティア・実習生の受け入れ等、地域との繋がりを作る活動に継続して力を入れていきます。

事業は順調に実績を上げており、概ね昨年度事業を踏襲してまいります。

《佐倉市さくらんぼ園指定管理者社会福祉法人千手会》

佐倉市さくらんぼ園は、指定管理 4 期目の 3 年目になります。これまで同様、地域の子ども達がより良く成長できる支援を継続していきたいと考えています。

「児童発達支援センター」は地域の中核となり、ニーズに応じた必要な発達支援を行います。乳幼児期の親子関係は子どもの成長にとって非常に重要なものですので、これまで同様、親子通園を基本として事業を行います。年齢に応じた療育の他、子ども一人一人の発達段階に応じて、集団および個別的な療育を実施します。また幼稚園・保育園・こども園等を併用することで、子どもは同年代の子ども同士の中で多くの事を学びます。この部分については地域にお願いし、集団では取りこぼれてしまう部分についてはセンターで補い、お互いに連携を取りながら、子どもが地域で健やかに育つ支援を実施していきます。

「放課後等デイサービス」は幼児期の療育の経過を追うために、放課後または学校休業日に実施します。小学校低学年は水中療育、言語療育は小学1年生のみ、理学療育は高校生まで、これまで通り継続して実施します。また学校への行き渋りが見られる等、支援が必要なケースに対しては学習指導等を実施し、楽しく学校へ行けるように支援します。

「保育所等訪問支援」はすべての子どもが地域で暮らせることを目的としています。幼稚園・保育園・こども園・学校等と連携を取り、地域で暮らすために必要な支援を行います。

「居宅訪問型児童発達支援事業」は重症心身障害等を理由に外出が困難な子どもに対して

自宅へ訪問し療育を行います。ニーズに合わせて必要に応じて実施します。

「相談支援」はアセスメントに重点を置き、子どもと保護者にとって何が必要なのかを見極め、個々の要望に合わせたより質の高い相談支援を行うように心がけます。

「地域生活支援事業」は、何らかの理由で家庭での生活が難しい状況に置かれた子どもが、再び安定した生活が出来るように、早朝・夜間も含めて一時的に預かります。緊急を要するケースが予想されますので、状況をしっかり把握し、子どもの身を守る手立てとして事業を実施します。現在、ナイトケアは実施しておりませんが、地域のニーズを把握しながら、今後、宿泊も含めたサービスの検討を進めていきます。

「療育連携事業」については、中核的機能を果たすために、地域の支援体制の整備・強化に努め、事業を推進してまいります。今年度は地域の幼稚園・保育園・こども園や児童発達支援事業所・放課後等デイサービス等を対象とした公開療育を実施します。各種関係機関と連携を図り、障害の有無や種別に関わらず、子どもが健やかに成長できる社会づくりを目指し、中核的な立場として実践していきます。

《さくら福寿苑》

地域密着型小規模特養さくら福寿苑を開所して10年が経過しました。開所当初は法人内の利用者の方々の循環するシステムを目指して運営してまいりましたが、十分な循環がなされない状況が続く中、地域に特養の床数も増加した事から一定の役割を終えたのではという事で、収支上でも法人経営を圧迫する状況となっていた事から令和8年3月31日を目途に地域密着型小規模特養さくら福寿苑の事業を廃止する運びとなりました。

今後は、現在利用されている利用者様の転居先の選定や法人で進めてきた日中支援型グループホームへの転用に向けての準備を進めていく事となります。

先ずは、利用者様とご家族の想いを第一にご心配やご不安にならないように丁寧な説明とご希望に応えられるように市内の事業所様にもご協力を頂き、転居先の選定を進めていきます。また、少しでも安心して転居していただけるように転居先の事業所様に申し送りができるように準備を整えていきます。利用者様におかれましては、最後まで穏やかに楽しんで過ごしていただけるように介護はもちろんの事、イベントの企画や買い物などの外出、ボランティアの受け入れなど利用者様が笑顔になる事に取り組んでいくように努めていきます。終の棲家として過ごした場所を、離れる事への想いを、職員一同思い描きながら、安全に安心して新しい生活を始められるようにお手伝いしていきたいと思っております。

共生型短期入所事業を開始して2年目の年となります。長期利用の方やスポットでの利用していただいておりますが、より地域のニーズに応えられるように、相手を知る事、理解する事、支えあう事を少しずつ重ねていきます。

この先1年間、障害のある方も高齢の方も、共に穏やかな毎日を過ごす事が出来る様に取り組んでいきます。

日中支援型グループホーム転用に向けてですが、障害のある高齢の方、身体状況に不安がある方の受け入れを予定しています。現在、さくら千手園を利用されている方の15名受け入れを予定し、地域の方を5名で20名定員、短期入所を2名で令和8年4月1日からの事業開始を目指していきます。

事業変更に当たり、廃止届や申請届などの準備やハード面の準備などを計画的に進め、必要に応じて作業部会での検討を進めて令和8年度のスタートを滞りなく迎えられるようにしていきます。